

# 子どものみなさんへ

## 子どもが持っている4つの権利

- たたかれたりひどいことを言われない
- 元気に・健康に毎日を送って成長する
- 保護者の人から育てられるまも守ってもらえる
- 自分の意見を言う話を聞いてもらえる

これらは、世界の国々で約束されている、子どもの権利です。誰からも、この権利を奪われることがあってはいけません。

## 体罰は法律違反になるんだよ

「しつけ」と言って、おうちの人や大人の人から、こんなことをされていませんか？

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。

- たたく・ける
- 長時間の正座
- どこかにとじこめられる
- 無視される
- きょうだいと比べてけなす
- 産まれてきたことを否定される

こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。

問合せ 区保健福祉課(子育て支援) 窓口③番 ☎6682-9878

## この取組がめざす主なSDGs

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。



## あなたの悩み・気づきを教えてください

虐待が疑われたら…

- 児童相談所虐待対応ダイヤル **☎189** (24時間)
- 児童虐待ホットライン **☎0120-01-7285** (24時間)
- チャイルドレスキュー110番 大阪府警察本部 **☎0120-00-7524** (24時間)

子育てに悩んだら…

- 児童相談所相談専用ダイヤル **☎0120-189-783** (24時間)
- ひきこもり相談 **☎06-6923-0090** (平日 10:00~17:00)
- ひきこもりLINE相談 **水・土 18:00~22:00** (期間:令和4年12月28日まで)
- 住之江区役所(子育て支援室) **☎06-6682-9878** (平日 9:00~17:30)

すみのえ情報局では、子育て情報も発信しています。  
「すみのえ情報局」については8面をご覧ください。

## ヤングケアラー支援について

- YCピアサポ相談 大阪市内の中高生世代ヤングケアラー向け事業
- ヤングケアラー電話相談 **☎06-4790-8833** (平日 10:00~18:00)
  - ヤングケアラー LINE相談 (24時間) 同じように家族のケアをしてきた相談員などがいっしょに考えます。
  - オンラインサロン(毎月1回/Zoom) 同じように家族のケアをしている同世代が集まり語り合える場所です。

※ヤングケアラーとは…

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

厚生労働省ホームページより

